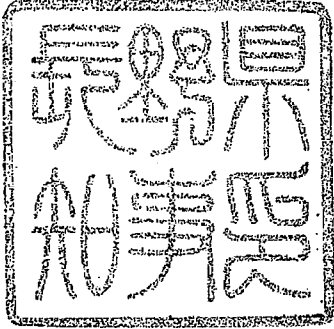


○公 告

長野県知事印を次のように新調し、平成15年4月1日から使用を開始します。

平成15年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

印 影	管 守 者
	経営戦略局広報広聴チームリーダー

政策秘書室

## ○公 告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により、長野県土地利用基本計画を次のとおり変更しました。

なお、変更に係る土地利用基本計画図は、長野県企画局企画課並びに関係の地方事務所、市役所及び町村役場において一般の閲覧に供します。

平成15年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

## 土地利用基本計画図地域区分別面積

区 分	変 更 前		変 更 後	
	面 積 (ha)	県土面積に対 する割合(%)	面 積 (ha)	県土面積に対 する割合(%)
都 市 地 域	340,487	25.1	343,350	25.3
森 林 地 域	1,067,876	78.6	1,067,867	78.6
自 然 保 全 地 域	789	0.1	791	0.1

企 画 課

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする物品等及び数量

入力組版機 3台

## (2) 物品等の特質

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成15年4月25日

## (4) 納入場所

長野県総務部文書学事課

## (5) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「販売」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 調達物品等に関し、アフターサービス、メンテナンス(保守管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026(235)7079

## 4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含む。)

ア 日時 平成15年4月11日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年4月14日 午後3時

イ 場所 長野県庁本館入札室

## (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

## (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではない。

## (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。

## (7) 契約書作成の要否

要する。

## (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

## 5 その他

詳細は入札説明書による。

管 財 課

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする物品等

くらし④情報の印刷物製造の請負

## (2) 物品等の特質

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成15年4月14日から平成16年3月31日まで

## (4) 納入場所

入札説明書による。

## (5) 入札方法

1部当たりの請負単価について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「製造の請負」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026(235)7079

## 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含む。)

ア 日時 平成15年4月10日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県総務部管財課

- (3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年4月11日 午後2時

イ 場所 長野県庁本館入札室

## (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

## (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではない。

## (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。

## (7) 契約書作成の要否

要する。

## (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

## 5 その他

- (1) 本件入札は、4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。
- (2) 詳細は入札説明書による。

管 財 課

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品  
別表のとおり
- (2) 物品等の特質  
入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成15年4月14日から平成16年3月31日まで

## (4) 納入場所

入札説明書による。

## (5) 入札方法

別表の調達物品ごとに入札に付し、単価について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物品の買入れ」の欄の等級区分が調達する物品に応じて別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026(235)7079

## 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含む。)

ア 日時 平成15年4月10日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県総務部管財課

- (3) 開札の日時及び場所

ア 日時 別表のとおり

イ 場所 長野県庁本館入札室

## (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

## (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではない。

## (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。

## (7) 契約書作成の要否

要する。

## (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

## 5 その他

(1) 本件入札は、4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

(2) 詳細は入札説明書による。

(別表)

調 達 物 品 名	開 札 日	開 札 時 間	等級区分
ブルセラ病急速診断用菌液 以下3点	平成15年4月11日	午後2時30分	C以上
マイコプラズマ・シノビエ急速診断液 以下4点	平成15年4月11日	午後2時40分	C以上
牛白血病診断用抗原	平成15年4月11日	午後2時50分	C以上
豚コレラ蛍光標識抗体 以下5点	平成15年4月11日	午後3時00分	C以上
オーエスキー病ラテックス抗原	平成15年4月11日	午後3時10分	C以上
ヨーネ病エライザキット	平成15年4月11日	午後3時20分	C以上
BSEエライザキット	平成15年4月11日	午後3時30分	B以上

管 財 課



○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年3月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Greenすくーる

3 代表者の氏名

羽 生 隆

4 主たる事務所の所在地

北安曇郡松川村3363番地1088

5 定款に記載された目的

この法人は、不登校・ひきこもり等を含む情緒・精神・行動障害のある青少年に対して、教育、自立促進に関する事業を行い、社会に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年3月24日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 長野音楽療法研究会

## 3 代表者の氏名

宮下弘子

## 4 主たる事務所の所在地

長野市三輪2丁目6番15号

## 5 定款に記載された目的

この法人は音楽を媒介に、心身に障害を持つ方々の治療と健康増進、QOLの向上のために深く音楽療法を学び、実践することにより、人々の健康と音楽療法の発展に積極的に寄与することを目的とする。

生活文化課

## ○公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年3月31日

長野県知事 田中康夫

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド塩尻店

塩尻市大字広丘野村1787-25ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

征矢野木材(株)

東京都江東区木場2-9-3

## 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

(株)ヤマダ電機

群馬県前橋市日吉町4-40-11

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成15年11月18日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,048平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 201台
  - (2) 駐輪場の収容台数 24台
  - (3) 荷さばき施設の面積 238平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 125立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時  
閉店時刻 午後9時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後9時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 4か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前9時から午後9時まで
- 8 届出年月日  
平成15年3月17日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課
- 10 縦覧の期間  
平成15年3月31日から平成15年7月31日まで
- 11 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)  
様式第8号による。
- 12 意見書の提出先  
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

産業振興課

## ○公 告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可しました。

平成15年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 組合の名称

更埴市杭瀬下土地区画整理組合

## 2 事業施行期間

昭和58年3月10日から平成18年3月31日まで

## 3 施行地区

更埴市大字杭瀬下字欠下及び字堂川原の全部並びに大字杭瀬下字村浦、字五十里、字石原、字宮下、字田中、字柳川原、字古屋敷、字牛追、字綿主及び字三ツ屋の各一部並びに大字粟佐字南沖の一部並びに大字新田字見崎の各一部

## 4 事務所の所在地

更埴市大字粟佐字宮西1287番地1 更埴市教育委員会分室内

## 5 設立認可の年月日

昭和58年3月5日

## 6 変更認可の年月日

平成15年3月26日

都市計画課

## ○公 告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可しました。

平成15年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 組合の名称

豊野町下神代土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成11年1月7日から平成17年3月31日まで

3 施行地区

豊野町大字豊野字小瀬、字下神代、字上伊豆毛及び字下伊豆毛の各一部

4 事務所の所在地

上水内郡豊野町大字豊野字沖631番地

5 設立認可の年月日

平成10年12月25日

6 変更認可の年月日

平成15年3月26日

都市計画課

○公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、飯田都市計画事業竜丘土地区画整理事業について換地処分がありました。

平成15年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

都市計画課

○公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、飯田都市計画事業川路土地区画整理事業について換地処分がありました。

平成15年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

都市計画課

## ○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成15年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 都市計画の種類及び名称

辰野都市計画公園 4・4・1号 辰野ほたる童謡公園

## 2 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び辰野町役場

都市計画課

## ○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成15年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 施行者の名称

長 野 県

## 2 都市計画事業の種類及び名称

戸倉上山田都市計画道路事業 3・5・5号更埴線

3・5・8号中央通り線

3 事務所の所在地

長野県更埴建設事務所(更埴市大字屋代1881)

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

埴科郡戸倉町大字若宮字大日向方及び更級郡上山田町温泉一丁目地内

(2) 使用の部分

なし

都市計画課

○公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成15年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

1 施行者の名称

長野県

2 都市計画事業の種類及び名称

佐久都市計画道路事業 3・4・5号堰端線

3 事務所の所在地

長野県佐久建設事務所(佐久市大字跡部65-1)

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

都市計画課

## ○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成15年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 施行者の名称  
長野 県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
岡谷都市計画道路事業 3・3・22号岡谷茅野線
- 3 事務所の所在地  
長野県諏訪建設事務所（諏訪市上川1-1644-10）
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

都 市 計 画 課

## ○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成15年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫



- 1 施行者の名称  
長野県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
戸倉上山田都市計画道路事業 3・5・5号更埴線  
3・4・15号若宮線
- 3 事務所の所在地  
長野県更埴建設事務所(更埴市大字屋代1881)
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

都市計画課

### ○公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成15年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 都市計画の種類及び名称  
伊那都市計画下水道 伊那市公共下水道
- 2 縦覧場所  
長野県土木部下水道課及び伊那市建設部下水道課

下水道課

## ○公 告

南佐久郡川上村による樋沢地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成15年3月31日

長野県佐久地方事務所長 篠原 寿人

## 1 縦覧に供する書類

- (1) 条例の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成15年4月1日から4月30日まで

## 3 縦覧の場所

南佐久郡川上村役場

土地改良課

## ○公 告

更級郡上山田町による弥勒寺地区の土地改良事業計画変更協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成15年3月31日

長野県長野地方事務所長 会津 佳伸

## 1 縦覧に供する書類

- (1) 条例の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成15年4月1日から4月30日まで

## 3 縦覧の場所

更級郡上山田町役場

土地改良課

○公 告

平成15年3月18日、上高井郡高山村による千石地区の土地改良事業計画の変更について同意しました。

平成15年3月31日

長野県長野地方事務所長 会 津 佳 伸

土地改良課

○公 告

信濃町野尻土地改良区の役員について、次のように退任の届出がありました。

平成15年3月31日

長野県長野地方事務所長 会 津 佳 伸

理 事

退 任

氏 名

住 所

小 池 武 治

上水内郡信濃町大字野尻641番地1

土地改良課

## ○公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年3月31日

長野県下伊那地方事務所長 村 山 武 夫

## 1 許 可 番 号

平成14年10月25日 長野県下伊那地方事務所指令14下伊地建第5-2号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

飯田市桐林1029-6、1033、1037-1、1038-1、1104-3、1105-6

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新潟県新潟市米山4-1-28

株式会社コメリ 代表取締役 捧 賢 一

建築管理課

## ○公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年3月31日

長野県長野地方事務所長 会 津 佳 伸

## 1(1) 許 可 番 号

平成14年12月11日 長野県長野地方事務所指令14長地建第17-7号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上高井郡小布施町大字小布施字裏町308-7

## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上高井郡小布施町大字小布施375 関 谷 実 治

## 2(1) 許 可 番 号

平成14年12月6日 長野県長野地方事務所指令14長地建第19-6号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上水内郡牟礼村大字平出字行人塚2950-2、2950-11、2956-1、2957-1、  
2958

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新潟県新潟市米山4-1-28

株式会社コメリ 代表取締役社長 捧 賢一

建築管理課

○公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した  
次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年3月31日

長野県北信地方事務所長 小林 一 美

1 許 可 番 号

平成13年12月20日 長野県北信地方事務所指令13北信地建第22-6号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

中野市大字西條字吉原565-1、565-2、566-1、567-1、567-2、570-1、  
570-3、571-1、571-2、571-5、572-1、573-1、574-1、575-1、576-  
1、586-1、587-1、587-2

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新潟県長岡市坂之上町1-4-3

株式会社原信 代表取締役社長 原 信一

建築管理課